

平成18年度実績評価事務事業進行管理表

681-722

事務事業名	埋蔵文化財調査事業(単独)				財務会計上の位置付け	会計	款	項	目	細目	細々目	19予算額(千円)
部等名	教育委員会	課等名	生涯学習・スポーツ課		包含する細々目	1	10	5	3	12	1	8,000
政策	6 地域の自然・歴史・文化を活かし続けるまちづくり											
施策	62 地域資源の資産化											
実施区分	継続	会計	一般会計	環境調整会議	関連計画 条例等	文化財保護法 関東甲信越静ブロック埋蔵文化財発掘調査基準						
		事業期間		年度～		年度						

【Do】(1)この事務事業は次の目的を達成することを目指します。

目的の記述	対象(人や物、自然資源など)	対象の大きさを表す対象指標名と単位	対象指標の数値			
	埋蔵文化財包蔵地	飯田市の埋蔵文化財包蔵地(遺跡、古墳、城跡等、寺院跡、居館跡、窯跡、その他)(数)	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度	23年度以前に終了は終了年度とする	
			1244		1244	
			現状又は19年度見込	23年度又は終了年度		
目的の記述	意図(成果は何か、対象をどうかえるか)	成果達成度を表す成果指標名と算定式・単位	成果指標の数値(実績・目標)			
	埋蔵文化財包蔵地内で計画されている土木工事等について、十分な保護措置を講ずる。	記録保存された埋蔵文化財包蔵地(数)	18目標	90	最終目標	
			18実績	42	19目標	50
			23目標	90	23実績	
			18目標		最終目標	
			18実績		19目標	
23目標				23実績		

(2)意図を達成するために以下のことを取り組みます。

手段の記述	事業の全体概要(補足説明)	具体的活動内容(やり方、手順、詳細)	活動量を表す名称・単位	活動量の値
	国民の財産である埋蔵文化財を保護する目的で、諸開発に伴い試掘・発掘・整理を実施する。年度当初に史跡・名勝・天然記念物・埋蔵文化財の取扱いについて事業担当者に周知徹底する。市部局で計画されている公共事業については年2回事業照会を行い、計画の内容や執るべき保護処置について協議を行う。開発事業に伴う試掘調査・発掘調査および年度途中で緊急に発生する個人住宅・圃場整備等に伴う試掘・発掘・整理等を行う。発掘調査を実施した遺跡についてはその成果を見学会等により市民に還元し、併せて文化財の保護に対する理解を涵養する。	1. 市内遺跡緊急調査(市開発事業に伴う試掘調査) - 毛賀浜井場遺跡・経塚原遺跡・箱川原遺跡他、大畑山遺跡、羽場曙・方角東遺跡、下村遺跡、井戸端遺跡 2. 市内遺跡緊急調査(個人住宅・圃場整備等に伴う試掘・発掘・整理) 3. 立会調査	試掘(数) 発掘(数) 整理(数) 立会・確認(数) 見学会(数)	9 0 1 32 0
		1. 市内遺跡緊急調査(市開発事業に伴う試掘調査) 2. 市内遺跡緊急調査(市開発事業に伴う発掘) - 市史跡 堀家の墓所改修に先立つ調査 3. 市内遺跡緊急調査(市開発事業に伴う整理) 4. 市内遺跡緊急調査 (個人住宅・圃場整備等に伴う試掘・発掘・整理) 5. 立会調査	試掘(数) 発掘(数) 整理(数) 立会(数) 見学会(数)	8 3 0 30 3

<金額の単位:千円>		18決算額(見込)	19予算額(当初)
事業費	特定財源		
	国庫支出金		
	県支出金		
	起債		
	その他	0	
	一般財源	3,804	8,000
	事業費計(A)	3,804	8,000
人件費	正規職員所要時間	18年度 650	19年度 650
	臨時職員等所要時間		
	人件費計(B)	2,324	2,324
	トータルコストA+B	6,128	10,324

特定財源内訳や補足事項	
-------------	--

(3)この事業目的の達成は、次の上位(施策や主体の役割)目的の達成に結びつきます。

目的の記述	結果 この事務事業の施策(基本事業)の目的	上位成果指標(施策又はムトス指標)と単位	上位成果指標の数値			
	価値が顕在化され高まる 認知される	活用できる状態が整った地域資産の数	現状値	436	19実績	
			20実績		21実績	
			22実績		23目標	520
	地域資産を知っている市民の割合		現状値	41.8	19実績	
			20実績		21実績	
22実績				23目標	50	

この事業を開始したきっかけ 昭和25年に文化財保護法が制定された。	事業を取り巻く状況の変化 地域経済活性化プログラムが策定され、企業や人材の誘導、新たな工業用地の選定・確保、新事業創発プロジェクトなどの取組みが始まっている。 また、三遠南信自動車道建設に伴い、周辺地域での住宅建設等開発が進行している。	事業に対する市民や議会の意見 ・埋蔵文化財についての市民の問い合わせや、遺跡調査の見学会開催・普及公開活動の充実等に開する要望が増えている。 ・法遵守に関連して新聞報道があり、平成18年第1回定例議会の質問も行われ、市の姿勢が問われている。
--------------------------------------	--	--

【See】18年度の振り返り

目的 妥当性 評価	この事業の意図の達成が、結果(上位目的)に結びついていますか？ (評価) 結びつく (その理由) 文化財保護の主旨からみれば次善の策といえるが、記録保存され、成果が公開されるため。	成果をさらに向上させる余地はありますか？ (評価) 余地がある (その理由) 調査精度の向上、調査担当者の資質向上により記録の質をより高めることができる。
	対象の見直し、拡大、縮小の必要性はありますか？ (評価) 必要性がある (その理由) これまで周知されている埋蔵文化財包蔵地以外に、新規に包蔵地が発見されることがある。また、事業実施により文化財が消滅した場合、再度保護措置を講じる必要はなくなる。さらにこれまで包蔵地内で執られた保護措置の結果、包蔵地の指定見直しが生じる場合がある。	廃止・休止した場合の影響はありますか？ (評価) 影響あり (その理由) 文化財の保護に支障を来し、法の精神を遵守することが困難となる。また事業者に対し、公平性を損なうおそれが多分にある。さらに地域の歴史理解に支障を来すことが懸念される。
	意図の見直しの必要性はありますか？ (評価) 必要性がない (その理由) 文化財保護法に基づく事業実施であり、必要性はない。	他に類似事業はありますか。また統合の可能性はありますか(市以外の取組も含む)？ (評価) 統合不可能 (類似事業名、理由) 類似事業 - 埋蔵文化財調査事業(県受託)・埋蔵文化財調査事業(その他受託)・市内遺跡緊急調査事業(補助) 事業費の負担について、原則事業主の原因者負担とされており、統合は困難
	市が関与する必要性はありますか？(市が税金を投入すべき事業ですか) (評価) 必要ある (その理由) 文化財保護法に基づく事業実施であり、市が関与する必要がある。	成果を下げずに、事業費や人件費の削減は可能ですか？ (評価) 不可能 (その理由) 個々の埋蔵文化財の状況や事業内容により個別に積算を行っており、一律に取り扱うことに不向きである。
	受益者は誰ですか？また、負担の是非、程度は妥当ですか？ (評価) 妥当である (受益者とその理由) 受益者は、共有の財産である文化財を保持し将来の文化的向上発展の恩恵に浴する市民である。原因者負担の原則に基づいており、負担は是認される。程度については、その基準が「関東甲信越静ブロック埋蔵文化財発掘調査基準」に準拠しており、妥当である。	

【Plan】改革改善

今後の事業の方向性 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 目的見直し <input type="checkbox"/> 別事業に統合 <input checked="" type="checkbox"/> 事業のやり方改善 <input type="checkbox"/> 現状維持 実施年度 <input type="text"/> 具体化	何を、いつまでにどうするのかの改革改善案 発掘調査においては、現地見学会を開催し、その成果を市民の方々に還元する。毎年実施されている研修に参加することで、調査精度の向上、調査担当者の資質向上により記録の質をより高める。
上記の改革改善案を実施する際、想定される課題とその克服方法	調査においては、公民館、研究団体と連携し、その結果、情報を公開する。

【補足事項環境側面】

(1) 環境影響評価の必要性判断	必要性がある	(2) 必要性な場合の実施事由	2- 新規の事業を実施することが決定したとき
(3) どのような点に配慮し事業に取り組みましたか？	消耗品の購入抑制・エコ商品の購入、燃料の削減、省エネ・消音タイプの重機使用を行い、環境への負荷低減を心がけた。また、調査においては、先人たちの環境に対する適応・働きかけの歴史等の把握に努めた。		

【指摘事項】

施策マネジメント会議	
施策評価会議	
第5次基本構想基本計画推進委員会	